

平成 20 年度第 4 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学物質調査会

化学物質審議会第 77 回審査部会

第 80 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

合同審議会議事録

【第一部】

1. 日 時：平成 20 年 7 月 25 日（金） 13:00～14:30
2. 場 所：三田共用会議所 講堂
3. 出 席（五十音順、敬称略）

薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

有馬 郷司	江馬 眞（座長）	菅野 純
清水 英佑	高木 篤也	西原 力
林 真	前川 昭彦	安田 峯生
吉岡 義正	渡部 烈	

化学物質審議会審査部会委員

内田 直行	北野 大（部会長）	清水 英佑
竹内 和彦	竹下 達也	田中 明人
西原 力	藤木 素土	前川 昭彦
米澤 義堯		

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

菅野 純	日下 幸則	白石 寛明
田中 嘉成	田辺 信介	中杉 修身（委員長）
吉岡 義正	米元 純三	若林 明子

事務局

厚生労働省	山本化学物質安全対策室長	
経済産業省	森田化学物質安全室長	
環境省	戸田化学物質審査室長	他

4. 議 題

1. 前回審議結果の確認
2. 既存化学物質の審議等について
  - (1) 分解性・蓄積性について

(2) 難分解性・高濃縮性判定済み(予定)の既存化学物質について

(3) 生態影響について

3. その他

・化審法見直しの審議状況について

○MHLW事務局 それでは、時間がまいりましたので、ただいまから「平成 20 年度第 4 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会」「化学物質審議会第 77 回審査部会」及び「第 80 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会」合同審議会を開催いたしたいと思ひます。

本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告します。

また、各審議会から本日の会合への具体的伝達手続は、それぞれの省により異なりますが、化審法第 41 条に基づく新規化学物質の判定に関する諮問が大臣よりなされている審議会もござひますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本審議会は、既存化学物質の審議と新規化学物質の審議を第一部と第二部に分けて実施し、本日は、13 時から 15 時 30 分までを第一部として既存化学物質の審議を公開で行ひます。

終了後、休憩を挟みまして、第二部として通常の新規化学物質等の審議を行ひますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本会議室でござひますが、本日 18 時までとなっておりますので、スムーズな進行に御協力いただければと思ひます。

また、今回から新たに参加される委員の先生がいらっしゃいますので、紹介いたしたいと思ひます。

経済産業省の委員でござひます、田中明人先生。

○田中（明）委員 田中と申します。よろしくお願ひします。昨年まで製業企業の方で 22 年間ほど合成研究をやっておりました。若輩者ですけれども、よろしくお願ひいたします。

○MHLW事務局 ありがとうございます。

審議に入ります前に、お手元にお配りした資料の御確認を行ひたいと思ひます。

1 枚目が議事次第となっております。

資料 1 - 1 「平成 19 年 12 月 既存化学物質点検（分解・蓄積）結果資料」。

資料 1 - 2 「既存化学物質審査シート（人健康影響・生態影響）」。

資料 1 - 3 が、前回の議事録となっております。

資料 2 - 1 「平成 20 年 7 月 既存化学物質点検（分解・蓄積）結果資料」。

資料 2 - 2 「難分解・高濃縮性判定済み（予定）の既存化学物質の毒性評価について」。

資料 2 - 3 「既存化学物質審査シート（生態影響）」。

資料 2 - 4 「既存化学物質の生態影響に関する情報」。

資料 3 - 1 「化審法見直しの審議状況について」。

資料 3 - 2、こちらは化審法見直しの審議状況についての第 4 回の論点メモ。

参考 1、委員名簿。

参考 2 - 1 「監視化学物質への該当性の判定等に係る試験方法及び判定基準」。

参考 2 - 2 「水溶性ポリマーの生態毒性について」。

参考 3 「特定化学物質及び監視化学物質の要件及び評価のための試験項目について」。

最後が参考4「既存化学物質審査物質（生態影響）に係る分解性・蓄積性データ」でございます。過不足等がございましたら、事務局の方へお知らせください。

本日の全体の議事進行につきましては、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会座長の江馬先生にお願いいたしたいと思っております。

それでは、よろしく申し上げます。

○江馬座長 よろしく申し上げます。初めに、本日の会議の公開の是非についてお諮りしたいと思います。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規定がございますが、本日の会議のうち第一部は、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらす恐れがある場合等、非公開とすべき場合には当たらないと考えますので、公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○江馬座長 ありがとうございます。それでは本日の第一部は公開といたします。なお、公開の会議の議事録は、後ほどホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おきをお願いいたします。

議題1の前回審議事項の確認につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○MHLW事務局 前回の審議結果につきましては、委員の方々の御指摘を踏まえ、資料1-1から1-3のとおり、審査シート、議事録等を取りまとめさせていただいております。御意見等がございましたら、本日の会議終了までにお申し出いただければと思います。御意見等ございましたら、内部の手続が終了次第、各省のホームページ上で公開させていただきます。よろしく申し上げます。

○北野部会長 それでは、議題2の既存化学物質の審議に入りたいと思っております。

まず、分解性・蓄積性について事務局からお願いいたします。

○METI事務局 それでは説明させていただきます。

まず、1ページ目、整理番号がK-1825です。こちらの物質につきまして分解度試験を行いましたところ、BODで平均0%、DOCで平均0%、HPLCで平均1%の結果となりました。

これをもちまして、判定案としまして、難分解性であると提案させていただきます。

続きまして2ページ目、濃縮度試験でございます。こちら第1濃度区で平均0.27倍以下、第2濃度区で2.7倍以下となりましたので、高濃縮性ではないという判定案を提案させていただきます。

続きまして、4ページ目、整理番号K-1827、本物質につきまして、分解度試験を行いましたところ、BODで平均0%、DOCで平均2%、HPLCで平均90%となりました。

本物質は、加水分解し、変化物が生じたので、判定案としまして難分解性ということをご提案させていただきます。

続きまして、蓄積性でございますけれども、こちらは水オクタノールの分配係数から類推いたしました。変化物が生じたけれども、極性が一番低い被験物質で試験をいたしましたところ、logPowの値が2.28となりましたので、判定案としまして、高蓄積性ではないと提案させていただきます。

続きまして、もう一物質、7ページです。整理番号がK-1828、本物質につきまして、分解度試験を行いましたところ、BODで平均0%、HPLCで平均1%となりましたので、判定案としまして難分解性であると提案させていただきます。

続きまして、蓄積性ですけれども、こちらも水オクタノール分配係数から類推いたしました。本物質のlogPowの値が3.02となりましたので、こちら判定案としまして、高濃縮性ではないと提案いたします。

以上、3物質について御審議をよろしくお願いいたします。

○北野部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について、御質問または御意見はありますでしょうか。いずれも難分解性かつ高濃縮性でないという判定ですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○北野部会長 ありがとうございます。それでは、事務局案どおりとさせていただきます。

次をお願いします。

○METI事務局 続きまして、資料2-1の10ページ、整理番号143B、名称、構造は記載のとおりでございます。

本物質につきましては、平成19年10月26日の審議会におきまして、難分解性との判定をいただいております。

本物質の蓄積性につきまして、濃縮度試験を行なった結果でございますが、第1濃度区が3倍以下、第2濃度区が24倍以下といった結果が得られております。

以上の結果より、本物質につきましては、判定案を高濃縮性ではないとさせていただきます。

続きまして、12ページ、整理番号1201C、名称、構造は記載のとおりでございます。

本物質につきましては、平成19年10月26日の審議会におきまして、難分解性との判定をいただいております。

本物質の濃縮度試験の結果でございますが、第1濃度区が1,190倍、第2濃度区が1,160倍となっております。

また、半減期でございますけれども、第1濃度区、第2濃度区ともに1日となっております。

以上の結果より、判定案といたしましては、高濃縮性ではないとさせていただきます。

続きまして、15ページ、整理番号1201D、名称、構造は記載のとおりでございます。

本物質につきましても、平成19年10月26日の審議会で難分解性との判定をいただいております。

濃縮度試験の結果でございますけれども、第1濃度区が1,100倍、第2濃度区が866倍となっております。

また、半減期でございますが、第1濃度区が0.7日、第2濃度区が0.9日といった結果が得られています。

以上の結果より判定案といたしまして、高濃縮性ではないとさせていただきます。

以上、3物質につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○北野部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。分解性は前回に判定してもらったので、すべて高濃縮性ではないという今回の事務局案ですが、よろしいですか。

どうぞ。

○中杉委員長 判定自体はよろしいと思いますけれども、最後の2つのジクロロトルエンですけれども、魚毒性の試験の結果が10以下ということで、その可能性があるということ、濃縮性が若干高いということから考えると、生態毒性試験をやる優先順位が高いだろうと思いますので、これは環境省がやられるんだろうと思いますけれども、是非、次の試験対象物質の優先順位を高いところに位置づけておいていただければと思います。

○北野部会長 ありがとうございます。では、その旨、ノートしておいてください。お願いします。

ほかに御意見はよろしいでしょうか。それでは、この3物質についても事務局案どおり高濃縮性ではないという判定にさせていただきます。

○METI事務局 それでは、続きまして、18ページ、整理番号1760、名称、構造は記載のとおりでございます。

本物質につきましては、平成18年7月21日の審議会におきまして難分解性との判定をいただいております。

本物質の蓄積性につきまして濃縮度試験を行なった結果でございますが、第1濃度区で3万2,000倍、第2濃度区で3万3,000倍という結果が得られました。

この結果より、事務局判定案といたしましては、高濃縮性とさせていただきます。

本物質についての御審議、よろしくをお願いいたします。

○北野部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。かなりの濃縮倍率ですけれども、判定としては、高濃縮性ということで、よろしいですか。

それでは、事務局案どおり高濃縮性ということにします。

どうぞ。

○中杉委員長 同じように、高濃縮性でよろしいんですけども、魚のLC50が10を下回っているということになると、少し先の毒性といたしますか、場合によっては一監になることになるんですけども、その次の試験、生物の方ですが、少し留意をしておく必要があるだろうと思います。

○北野部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はよろしいですか。

それでは、分解・濃縮性についての判断審査は、これで終わります。

○江馬座長 次に議題2の(2)です。難分解性・高濃縮性判定済みの既存化学物質について、事務局から説明をお願いします。

○MHLW事務局 御説明いたします。資料2-2をごらんください。A3の横長の1枚紙になっております。

こちらには、ただいま高濃縮判定を受けました物質について毒性情報を記載させていただいております。

真ん中の辺りに、毒性情報の項目というところがございますが、現時点で事務局の方で入手している情報はございませんでしたので、なしということにさせていただいております。

したがって、判定案といたしましては、ヒトへの長期毒性についての評価案、高次捕食動物への長期毒性についての評価案につきまして、第一種特定化学物質に該当するかどうか判断するための十分な情報がないことから、第一種監視化学物質相当であるとさせていただいております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○江馬座長 ただいまの内容につきまして、コメント等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、本物質につきましては、第一種監視化学物質相当ということにしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

次に、議題2の(3)の生態影響について事務局から説明をお願いします。

○MOE事務局 それでは、資料2-3及び資料2-4に基づきまして、生態影響に関して御説明させていただきます。

審査シート1ページ、名称、構造式等は記載のとおりでございます。

本物質につきまして、生態影響に関する4つの試験が実施されております。

結果といたしましては、魚類急性毒性試験におきまして、96時間LC50が7.8との結果がございました。

生態影響の判定根拠といたしましては、魚類急性毒性試験において、96時間LC50が7.8mg/Lであることから、第三種監視化学物質相当とさせていただいております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江馬座長 ただいまの説明につきまして、コメント等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○吉岡委員 直接結論に影響するような部分ではないとは思いますが、藻類生長阻害試験のところ、48時間のErC50という値を出していらっしゃいます。通常72時間でやりますけれども、これが48時間になっているのは、48時間から72時間の増殖速度が他と比べて低くなっているため、それでカットしたということでしょうか。

○MOE事務局 そのようにさせていただきました。

○吉岡委員 ありがとうございます。

○江馬座長 そのほかよろしいでしょうか。よろしいようでしたら、生態影響は、事務局案どおりとさせていただきます。

次の説明をお願いいたします。

○MOE事務局 続きまして審査シートの3ページでございます。

名称、構造式等は記載のとおりでございます。本物質につきましても、4種の試験が実施されております。

藻類成長阻害試験において、72時間ErC50が0.6、魚類急性毒性試験において96時間LC50

が 2.0 との結果が得られております。生態影響判定根拠は、藻類生長阻害試験において、72 時間 ErC50 が 0.6mg/L 及び魚類急性毒性試験において、96 時間 LC50 が 2.0mg/L であることから、第三種監視化学物質相当とさせていただきます。

御審議よろしくお願ひいたします。

○江馬座長 ただいまの物質につきましてコメントがありましたらよろしくお願ひいたします。  
どうぞ。

○吉岡委員 試験方法及び試験結果とも特に問題なく行われておりますので、事務局の提案どおり  
でよろしいかと思ひます。

○江馬座長 ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、本物質につきましても事務局案とおりの判定とさせていただきます。

次の説明をお願ひいたします。

○MOE事務局 続きまして審査シート 5 ページでございます。本物質も 4 種の試験を実施して  
おります。記載のと通りの毒性が見られておまして、生態影響判定根拠でございますが、藻類生長  
阻害試験において 72 時間 ErC50 が 0.14mg/L、72 時間 NOECr が 0.019mg/L、ミジンコ急性遊泳  
阻害試験において 48 時間 EC50 が 0.4mg/L、ミジンコ繁殖阻害試験において、21 日間 NOEC が  
0.025mg/L 及び魚類急性毒性試験において 96 時間 LC50 が 0.43mg/L であることから第三種監視  
化学物質相当とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江馬座長 ただいまの物質につきましてコメント等ございましたら、よろしくお願ひいたします。  
どうぞ。

○吉岡委員 試験方法、試験結果とも、特に問題がないと考えられます。したがって事務局の  
提案どおりでよろしいかと思ひます。

○江馬座長 そのほかよろしいでしょうか。よろしいようでしたら本物質につきましても事務局案  
どおりとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○中杉委員長 それでは続きまして、4-1656、資料の説明をお願ひいたします。

○MOE事務局 審査シート 7 ページでございます。

名称、構造式は、記載のとおりでございます。

本物質につきましても、4 種の試験が実施されております。

生態影響判定根拠でございますが、藻類生長阻害試験において 72 時間 ErC50 が 0.14mg/L、72  
時間 NOECr が 0.011mg/L あることから、第三種監視化学物質相当とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中杉委員長 今の事務局の説明に対してコメントがございましたらお願ひいたします。

どうぞ。

○吉岡委員 今の 7 ページの試験のうちで、ミジンコ繁殖阻害試験というのがございます。このと  
きに 21 日の NOEC が 0.22 となっておりますけれども、この 0.22 の濃度区におきましては、親の  
方が 2 割死んでいるということがございます。それで確かに繁殖という意味では、NOEC がこの濃



度になるんですけれども、もし親の死亡ということを考え合わせますと、20%というのはドーズレスポンスもある形の数字でございますので、もう一段下にしてはいかがかと思えます。

以上です。

○中杉委員長 事務局よろしいですか。もう一段下の濃度に NOEC を持ってくるということですが。

○MOE事務局 御異論がございませんでしたら、そのようにいたしますが。

○中杉委員長 いかがでしょうか。ほかに御意見がないようでしたらこの部分を、0.10 ということになりますでしょうか。その NOEC を 0.10 というふうに修正をさせていただいて、判定は事務局案とおりの判定でよろしいでしょうか。

○MOE事務局 そうしますと、NOEC が 0.10 ということで、こちらのデータも三監の根拠ということになりますので、そのようにさせていただいてもよろしいでしょうか。

○中杉委員長 それでよろしいでしょうか。では、判定根拠のところの記載が少し変わりますけれども、判定案としては第三種監視化学物質相当ということではよろしいでしょうか。

それでは、事務局案とおりの判定とさせていただきます。

続きまして、3-4173 です。説明をお願いいたします。

○MOE事務局 審査シート9ページでございます。

名称、構造式は記載のとおりでございます。

本物質につきましても4種の試験が実施されております。また、本物質は構造式中に、芳香族アミンを有しておりますことから、生態影響判定根拠といたしましては、構造中に、芳香族アミンを有し、かつ、ミジンコ急性遊泳阻害試験において、48時間EC50が2.9mg/L、ミジンコ繁殖阻害試験において、21日間NOECが0.0229mg/L及び魚類急性毒性試験において96時間LC50が1.9mg/Lであることから第三種監視化学物質相当とさせていただきます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○中杉委員長 今の御説明に対してコメントいただければと思います。いかがでございますでしょうか。

○吉岡委員 藻類生長阻害試験において、濃度減少が非常に著しい化合物でございますが、試験法そのものとしては間違っているわけではないと思いますので、事務局の御提案とおりでよろしいかと思えます。

○中杉委員長 それでは、ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見がないようでしたら、3-4173についても事務局案とおりの第三種監視化学物質という判定をさせていただきます。

それでは続きまして、4-1709 です。

○MOE事務局 審査シート11ページでございます。

名称、構造式は記載のとおりでございます。

本物質につきましても4種の試験が実施されておまして、魚類において96時間LC50、2.7の結果がありますので、生態影響判定根拠としては、魚類急性毒性試験において、96時間LC50が2.7mg/Lであることから、第三種監視化学物質とさせていただきます。御審議のほどよろし

くお願いいたします。

○中杉委員長 それでは、コメントをお願いいたします。

○吉岡委員 試験法、試験結果とも特に問題ないと思います。したがって、事務局の御提案どおりでよろしいかと思えます。

○中杉委員長 ほかにいかがでしょうか。ほかの先生方よろしいでしょうか。

ほかに御意見がないようですので、この物質につきましても事務局案とおり、第三種監視化学物質という判定をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○北野部会長 それでは次に、5-6262 をお願いいたします。

○MOE事務局 審査シート 13 ページをごらんください。

名称、構造式は記載のとおりでございます。

ミジンコ繁殖阻害試験を含めた4種の試験が実施されております。

14 ページの魚類急性毒性試験の96時間LC50は正確には10.1mg/Lでございますが、毒性値は有効数値2ケタで表記することとしているため、ちょうど三監のクライテリアを満たすこととなります。また、95%信頼区間は8.3~11.9mg/Lです。

生態影響判定根拠でございますが、魚類急性毒性試験において96時間LC50が、10mg/Lであることから、第三種監視化学物質相当とさせていただいております。御審議よろしくをお願いいたします。

○北野部会長 ありがとうございました。ただいまの御説明について御意見、コメントはございますでしょうか。

お願いいたします。

○吉岡委員 先ほど事務局からお話がありましたように、細かく言いますと10を上回っております。しかしながら、設定濃度で計算しますと、こうなりますが、実測濃度で計算をいたしますと、下がるという形になります。非常に微妙なところで、プラマイ20%ぐらいのところの誤差といいますか、計算上の違いは出てくる。しかし、少なくとも四捨五入して、10のところ落ちつくということですから、事務局の提案を支持したいと思えます。

以上です。

○北野部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○中杉委員長 そのほかに7のところでも、異常遊泳という症状が表われているということも含めて考えたら、事務局案どおりでよろしいかなと思えます。

○北野部会長 ありがとうございました。ほかによろしいですか。

それでは、事務局案どおり第三種監視化学物質相当としたいと思います。

次をお願いします。

○MOE事務局 審査シート 15 ページでございます。

名称、構造式は記載のとおりでございます。

藻類生長阻害試験及びミジンコ急性遊泳阻害試験は、100mg/Lで調製した水溶性画分、16ペー

ジの魚類急性毒性試験は、助剤を用いて試験を実施しており、いずれも三監相当の毒性が得られております。

生態影響判定根拠でございますが、藻類生長阻害試験において 72 時間 ErC50 が、0.034mg/L、72 時間 NOECr が 0.0036mg/L、ミジンコ急性遊泳阻害試験において 48 時間 EC50 が 0.26mg/L 及び魚類急性毒性試験において 96 時間 LC50 が 0.70mg/L であることから、第三種監視化学物質相当とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○北野部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

どうぞ。

○吉岡委員 16 ページの、魚類急性毒性試験におきまして、試験濃度が算術平均という形で、実測濃度を示しております。それ以外のところは幾何平均と示しておりますけれども、魚類急性毒性試験の値を見てみますと、前後で差がない値を使っておりますので、特に問題はないかと思ひます。

したがいまして、事務局の提案どおりでよろしいかと思ひます。

○北野部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

どうぞ。

○中杉委員長 判定案はそうとおりでよろしいと思ひますが、環境調査結果が出ておりますけれども、不検出ということになっております。ただ、藻類の生長阻害試験の結果、かなり濃度が低いということから考えると、この検出下限で十分なのかどうか、少し検討する必要があると思ひます。

環境調査の感度を上げて環境調査をするということも少し検討していただく必要があるかと考えています。

○北野部会長 ありがとうございます。そのとおりだと思ひます。

○MOE事務局 了解しました。

○北野部会長 ほかに御意見はありますでしょうか。よろしいですか。それでは、この物質についても、事務局案どおりとさせていただきます。ありがとうございます。

4-575 をお願いします。

○MOE事務局 審査シート 17 ページでございます。

名称、構造式は記載のとおりでございます。

被験物質を、シス体とトランス体の混合物とし、水性画分で試験を実施しております。いずれも三監相当の毒性が得られております。

18 ページの生態影響判定根拠でございますが、藻類生長阻害試験において 72 時間 NOECr が 0.015mg、ミジンコ急性遊泳阻害試験において 48 時間 EC50 が 0.23mg/L 及び魚類急性毒性試験において 96 時間 LC50 が 0.37mg/L であることから、第三種監視化学物質相当とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○北野部会長 ありがとうございます。ただいまの御説明ついて御意見はありますでしょうか。

どうぞ。

○吉岡委員 非常に単純な構造なので、どうしてこんなに毒性が高いのかと思ひて、QSARをやってみたんですが、やはりある程度高く出ます。ほとんど logP で効いてくるという形になってお

りますので、こういうデータなのかと見ております。事務局の提案どおりでよろしいかと思ひます。  
以上です。

○北野部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この物質についても事務局案どおりとさせていただきます。ありがとうございます。

○江馬座長 次の724について、説明をお願いいたします。

○MOE事務局 審査シート19ページでございます。

名称、構造式は記載のとおりでございます。

本物質は、水に易溶であり、魚類急性毒性試験で三監相当の毒性が得られております。

生態影響判定根拠でございますが、魚類急性毒性試験において96時間LC50が3.4mg/Lであることから、第三種監視化学物質相当とさせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○江馬座長 コメント等ございましたらお願いいたします。

○吉岡委員 ミジンコ及び魚類急性毒性試験におきまして、実測濃度というのが最低、最高の部分にだけにとどまっております。これは私の希望でございますけれども、少なくともLC50の辺りの濃度というのは測定をしていただきたかったと思っております。事務局の提案どおりでよろしいかと思ひます。

以上です。

○江馬座長 そのほかよろしいでしょうか。よろしいようでしたら、本物質につきましては事務局案どおりとさせていただきます。

どうぞ。

○中杉委員長 今のあれですけれども、魚類急性毒性試験のところでは、設定値に基づいて、96時間LC50値が3.4ですけれども、上の試験濃度の設定のところでは2.6、3.6になっている。

○MOE事務局 こちらはLC50値ですので、統計処理をしております。

○中杉委員長 ごめんなさい。了解しました。

○江馬座長 ほかにございますか。では、説明をお願いします。

○MOE事務局 審査シート21ページでございます。

名称、構造式は記載のとおりでございます。

本物質は水に易溶であり、藻類生長阻害試験及び魚類急性毒性試験において、三監相当の毒性が得られております。

なお、藻類生長阻害試験の72時間NOECrは、正確には0.101mg/Lでございますが、毒性値を有効数字2けたで表記することとしているため、ちょうど三監のクライテリアを満たすこととなります。

生態影響判定根拠、22ページでございますが、藻類生長阻害試験において、72時間ErC50は1.1mg/L、72時間NOECrが0.10mg/L及び魚類急性毒性試験において、96時間LC50が3.6mg/Lであることから、第三種監視化学物質相当とさせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○江馬座長 ただいまの物質につきまして、コメントがございましたらお願いします。

どうぞ。

○吉岡委員 この物質では、ミジンコの急性毒性は、生態影響判定根拠のところに挙がってきませんけれども、相当低い値ということをおっしゃりたいと思います。そのほかは事務局の提案どおりでよろしいかと思えます。

○江馬座長 そのほかよろしいでしょうか。よろしいようでしたら、本物質につきましても事務局案どおりの判定とさせていただきます。

次に、290につきまして説明をお願いいたします。

○MOE事務局 審査シート 23 ページでございます。

名称、構造式は記載のとおりでございます。

本物質は、構造中に芳香族アミンを有しております。対水溶解度は 40mg/L であり、水溶性画分または水溶液で試験が実施されております。

生態影響判定根拠、24 ページでございますが、構造中に芳香族アミンを有し、かつミジンコ急性遊泳阻害試験において 48 時間 EC 50 が 4.3mg/L、藻類生長阻害試験において 72 時間 NOECr が 0.069mg/L 及び魚類急性毒性試験において 96 時間 LC 50 が 5.3mg/L であることから、第三種監視化学物質相当とさせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○江馬座長 本物質につきまして、コメントがございましたらよろしくをお願いいたします。

○吉岡委員 この物質は溶解度 30 ですけれども、100mg で調製した濃度区を行っていたり、あるいは魚類急性毒性試験におきましては、結果が一部逆転しているということが認められる部分がございます。しかしながら試験法及び試験結果とも容認しうるものと考えますので、事務局の御提案どおりで、よろしいかと思えます。

○江馬座長 ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、本物質につきましても、事務局案とおりの判定とさせていただきます。

○中杉委員長 それでは、続きまして、4-1819 です。よろしくをお願いいたします。

○MOE事務局 審査シート 25 ページになります。

名称、構造式等は記載のとおりです。

三種の試験の結果は、記載されているとおりです。

生態影響判定根拠としましては、26 ページ、藻類生長阻害試験において 72 時間 ErC50 が、0.69mg/L、ミジンコ急性遊泳阻害試験において 48 時間 EC 50 が 0.37mg/L 及び魚類急性毒性試験において 96 時間 LC 50 が 1.2mg/L であることから、第三種監視化学物質相当とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中杉委員長 コメントをお願いいたします。

○吉岡委員 魚類急性毒性試験において、これはたしか密閉系で行われると思えますので、確認の上、密閉系であれことならば、その密閉系であることを追加していただきたいと思えます。

あと、判定根拠のところは事務局の提案どおりでよろしいかと思えます。

○中杉委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この物質